

件名	愛媛県屋外広告物条例の一部を改正する条例							
主管課	都市計画課							
根拠法令等	屋外広告物法							
<p>【改正の概要】</p> <p>屋外広告物が落下すると甚大な被害を引き起こすおそれが高く、平成 27 年の北海道での広告板落下事故以降、広告物に安全性を求める声が高まっている。このため、屋外広告物に係る事故の発生を未然に防止し、公衆に対する危害を防止するため、条例を改正し、案全対策の強化を図る。</p>								
<p>1 管理者の設置、資格要件の変更</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○管理者の設置 広告物の表示者等が県内に住所を有しない場合、県内に住所を有する者に管理を義務付け</td> <td>○管理者の設置 規則で定めるものを除く許可広告物等について、管理者の設置を義務付け</td> </tr> <tr> <td>○専門的知識に係る資格等の要件なし</td> <td>○管理者は、専門的知識のある次の資格等を有する者に限定 ・屋外広告士 ・職業訓練指導員免許保持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者(広告美術仕上げ) ・同等以上の知識を有する者として規則で定める者</td> </tr> </tbody> </table>			現 行	改 正	○管理者の設置 広告物の表示者等が県内に住所を有しない場合、県内に住所を有する者に管理を義務付け	○管理者の設置 規則で定めるものを除く許可広告物等について、管理者の設置を義務付け	○専門的知識に係る資格等の要件なし	○管理者は、専門的知識のある次の資格等を有する者に限定 ・屋外広告士 ・職業訓練指導員免許保持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者(広告美術仕上げ) ・同等以上の知識を有する者として規則で定める者
現 行	改 正							
○管理者の設置 広告物の表示者等が県内に住所を有しない場合、県内に住所を有する者に管理を義務付け	○管理者の設置 規則で定めるものを除く許可広告物等について、管理者の設置を義務付け							
○専門的知識に係る資格等の要件なし	○管理者は、専門的知識のある次の資格等を有する者に限定 ・屋外広告士 ・職業訓練指導員免許保持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者(広告美術仕上げ) ・同等以上の知識を有する者として規則で定める者							
<p>2 安全点検の義務付け</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○規定なし</td> <td>○全ての広告物等に、期間の更新許可申請時に安全点検を義務付け ○管理者を置いているときは、管理者(資格等を有する者)に安全点検を義務付け</td> </tr> </tbody> </table>			現 行	改 正	○規定なし	○全ての広告物等に、期間の更新許可申請時に安全点検を義務付け ○管理者を置いているときは、管理者(資格等を有する者)に安全点検を義務付け		
現 行	改 正							
○規定なし	○全ての広告物等に、期間の更新許可申請時に安全点検を義務付け ○管理者を置いているときは、管理者(資格等を有する者)に安全点検を義務付け							
施行日	<p>1 施行日 平成 28 年 10 月 1 日。ただし、管理者の資格に関する規定は、平成 30 年 10 月 1 日。</p> <p>2 経過措置 既存許可広告物等の管理者については、改正後の規定にかかわらず、その許可期間に限り、なお従前の例による。</p>							
【その他参考事項】								